

インド・テランガーナ分離運動の歴史と現状（下）¹

山田 桂子

要約

調査委員会は、最終的に州分離を認めない結論を下した。貧困化の事実
は掴んでいたものの、経済指標の数値を曖昧にすることで経済状態が向上
したかのように見せかけ、分離派の主張を論破したのである。しかしその
点を除けば、報告書の中の具体的記述そのものは、貧困や格差という分離
派の認識を裏付けるものであったといえる。本稿は、今回の分離運動がよ
り公平な政治経済的機会の分配を求めたテランガーナ下層民の抗議行動で
あること、そしてそれが地域主義の形をとりながらも厳密にはインド独立
以来のカースト運動の流れの中にあること、そして州境の書き換えが全
インド的な政策論議から自由でないことを明らかにした上で、歴史的意義、
中央一州関係、「言語の原則」の3点から総括を試みる。

全編の目次

はじめに

1. 前史

2. 2009年の分離運動

(1) 運動発生までの状況

(2) 組織と人々

(3) 「平和的」アジテーションを読み解く（以上前稿に収録）

3. 調査委員会報告書の分析（以下本稿に収録）

(1) 概要と最終提案

(2) 調査委員会の見解とその批判的考察

(3) 第8章の秘密ファイル

結論

*****本稿（下）の執筆に当たって*****

前稿（上）の脱稿後、突如として与党インド国民会議派よりテランガーナ州創設の声明が出され（2013年7月31日）、その後閣議決定（10月4日）を経て正式な発足が決まった。AP統一維持を主張する人々による激しい反対運動はあるものの決定が取り消される可能性は低く、新州は2014年に誕生する予定である。テランガーナ州の創設は言語と言語集団（民族）に対する従来の考え方はもちろん、独立後半世紀以上インドが依って立ってきた連邦制全体のあり方を大きく変える可能性があり、その影響は計り知れない。本稿は当初の予定通り2010年の調査委員会報告書の分析までで終わっている。それ以降の展開と新州の問題については、あらためて別稿を準備したい。

3. 調査委員会報告書の分析

(1) 概要と最終提案

2009年11月29日の運動発生から11日目の12月9日、インド内相は州議会の決議を条件にテランガーナ州創設の手続きを開始すると発表した。KCRは断食を中止し、分離を支持していた人々も運動を停止して喜びに沸きかえった。しかし今度は逆に、APの統一支持を訴えるアーンドラやラーヤラシーマの人々によって激しい反撃が開始され、各地でストライキやデモンストレーションが行われた。すると分離派もふたたび運動を再開し、激しく対立する両派によって州全域で市民生活は深刻な混乱に陥った。またこの動きはテランガーナとは別の州創設要求など新たな動きも呼び込むことになった。

一方前稿で述べたように、もともとはすべての政党が分離に反対してないという状況があったため、内相の求める州議会の合意は問題なく得られるはずであった。しかしいざ分離が現実になるとアーンドラやラーヤラシーマ出身の政治家が統一維持を訴え、2週間のうちに国会議員41名中9名、州下院議員295名中143名、州上院議員90名中41名が辞表を提出した。州議会は完全な機能停止に陥り、ソニア・ガンディーら会議派執行部のもとには分離派と統一派双方からの陳情攻勢が起こった。

このような状況のもと、12月23日内相はふたたび声明を発表し、分離実施以前に幅広く包括的な再検討の必要があるとした上で、主要8政党をデリーに招いて会合を開くと述べた。統一派は溜飲を下ろしたが、分離派は分離を認めた先の声明が撤回されると捉え反撃を激化させた。12月末までには州下院のテランガーナ選挙区全議席数119の過半数にあたる63名が辞表を提出し、JACによるゼネストが実行されるという事態に発展した。

翌2010年1月デリーでインド政府と主要8党との話し合いが行われたが、予想通り紛糾してなら合意には至らなかったため、政府は内務省のもとに独自の調査委員会を設置することを決め、問題の解明と具体的な提案をゆだねることにした。これによって組織されたのが、「アーンドラ・プラデーシュの状況に関する調査委員会（Committee for Consultations on the Situation in Andhra Pradesh）」である。最高裁判事シュリークリシュナ（B. N. Srikrishna）を議長として他3名の学者と1名の官僚を含めた計5人のメンバーから成り、2月13日最初の会合が開かれた。

調査の方法だが、調査委員会はまず主要な新聞37紙（英語、テルグ語、ウルドゥー語、ヒンディー語）に広告を出し、さまざまな団体や個人を対象に広範に意見を募った。これに応じて意見書を提出した政党や団体、有識者には対面式の意見聴取も行われた。調査委員会はその後にも政党、経済団体など100以上の組織と会合をもち、さらにAP全域を訪れて幅広く民間から意見を聴取するフィールドワークを行った。また専門知識を要する懸案事項4件については専門家への研究報告を依頼した。以上の情報収集と調査活動は約9カ月間続いた²。

2010年12月31日、報告書（Committee for Consultations on the Situation in Andhra Pradesh Report、略称CCSAP Report、通称Srikrishna Report）が提出され、すぐに内務省のホームページで公開された³。全体は3巻からなり、第1巻は英語による本編、第2巻は付録で関連する法令や統計などの資料集、第3巻は第1巻のテルグ語による抄訳である。本編のプロローグにおいて、調査委員会は結論を次のように簡潔に述べている。

すべての選択肢を検討した後、当委員会は州の統一を維持することが望ましいとの意見に傾いた。それはたとえ（アーンドラとの一筆者）併合以降長期にわたるテランガーナの人々の不満に正当かつ強力な根拠があり、それが分離要求をまったく正当化できるとしても、である。⁴

つまり最終提案はテランガーナの分離を認めないというものであった。この引用部分の冒頭にある「すべての選択肢」とは第9章で詳細に説明されている、次に述べる6つの選択肢のことである。なお、文中シーマーンドラ（Seemandhra）とあるのはアーンドラ地方とラーヤラシーマ地方を合わせた非テランガーナ地域を指す。

①現状維持案

②3分割案：テランガーナ州（新州都）、シーマーンドラ州（新州都）、ハイダラーバード（連邦直轄地）

③2分割案：ラーヤラシーマ+テランガーナ州（州都ハイダラーバード）、アーンドラ州（新州都）

④3分割案：テランガーナ州、シーマーンドラ州、ハイダラーバード（拡大連邦直轄地）

- ⑤2分割案：テランガーナ州（州都ハイダラーバード）、シーマンドラ州（新州都）
⑥統一案。ただしテランガーナ地方への優遇政策の徹底。

簡単に解説すると、①は何もせずにひたすら現状を維持するという案で、報告書は「もつともあり得ない選択肢」⁵と述べている。②ではテランガーナの分離を認めるものの州都はハイダラーバード以外に置き、ハイダラーバードを連邦直轄地にする案である。しかしこれも分離派の人々の反発を招くがゆえに、「実効的ではない」⁶と述べている。③ではハイダラーバードを州都とするテランガーナ州を作る案で、特徴はそこにラーヤラシーマ地方も組み込んでしまうところである。この案の出処はムスリム政党（AIAMIM）とラーヤラシーマの一部の人々で、あくまでも統一州が無理な場合の第2の選択肢である。しかしこれも結局「3地域すべてから受け入れられるような解決策ではない」⁷と述べている。

④は2州と連邦直轄地ハイダラーバードを作るところまでが②と同じだが、ハイダラーバードの範囲をアーンドラとラーヤラシーマ双方に接するまで拡大するという斬新な案である。具体的にはテランガーナのナルゴンダ県とマフブーブナガル県を連邦直轄地ハイダラーバードに入れてしまう。州都については明言を避け、2州ともハイダラーバードにおくことができるとした。この案について調査委員会は、経済発展の観点からは利点があるものの、分離派にとってはハイダラーバードを失うだけでなく、上の2県がハイダラーバードに組み込まれることでテランガーナ全体が分断されるなどということは受け入れられず、深刻な社会不安を招く危険があると述べている。

⑤はほぼ分離派の要求そのものである（ただしシーマンドラ州の州都は新州都が決定するまでハイダラーバードに置く）。しかしアーンドラとラーヤラシーマから激しい反対が起こる可能性が高いこと、彼らの感情にも配慮する必要があること、他のインド各地にすでに起こりつつある新州創設要求運動に拍車をかける危険性があること、経済発展には小さな州よりも大きな州の方が有利なことなど説明した後で、「あくまでも第2の選択肢に過ぎず、第1の選択肢ではない」⁸と述べている。

委員会の最終提案にあたるのは⑥である。①の現状維持案とは異なり、かつてあったが機能せずに終わった地域委員会（Telangana Regional Committee）を復活させ、より実効力のある権限を持たせて監視・実行に当たらせ、1956年の紳士協定で約束されたはずのテランガーナへの配慮の精神を徹底させる案である。報告書は最終提案について次のように述べている。

統一案は3地域の継続的発展と全インド的視点にもとづき提案されたものである。確かな政治的行政的運営を行うことで、この案こそがすべての人々にとって最も益をもたらすこと、そしてまた最大多数の州民を満足させられることを、人々に納得してもらうことができるはずである。⁹

このような分離を認めないという最終提案を決定的にした要因は、今回の調査ではじめて明らかになった次のような発見にあった。それについて報告書はプロローグで次のように述べている。

（1969年の分離運動後―筆者）30年の間に、州はかなりの経済的社会的成長を遂げた。その結果、こんにちアーンドラ・プラデーシュ州はインドにおいてもっとも先進的な州の中の先頭集団のひとつである。実にこの進歩こそがテランガーナをして分離州要求運動の復活に導いたもののだといえ、それはより大きな政治的発言力と、実際には減少しつつある（傍点筆者）地域間格差の未解消部分を迅速に解決することを目指しているのである。¹⁰

つまり、分離運動の真の原因はテランガーナの経済的後進性や差別ではなくハイダラーバードを含めたテランガーナの著しい経済成長なのであって、それは経済的利益の正当な再分配と不当な格差の解消を求める運動である、それゆえ分離は必ずしも必要でない、というのが調査委員会の結論であった。第9章の結論部分でも次のように述べている。

テランガーナ運動はひとつの政治領域内部でのより大きな民主主義と権限を求めるものと解釈することができる。地域主義（sub-regionalism）は原始からあるわけではなく本質的に近代的な現象であり、バランスのとれた平等な近代化を求めるものである。われわれの分析が示す通り、カースト、宗教、ジェンダー、そのほかの区分を超え、テランガーナ運動は地域全体の発展、そして地域資源へのアクセスと正当な権利という問題に焦点を当てた。そこでは集団やコミュニティが平等な発展というより大きな視野の中で未来へ邁進できるような、権利に基礎をおいた発展という観点が据えられているのである。¹¹

テランガーナが経済成長の中にあること、そして「バランスのとれた平等な近代化」や「地域資源へのアクセスと正当な権利」は現状の経済成長を続けることによって自然と解決される問題であって州分離は望ましい解決策ではないこと、つまり分離要求には正当性がないこと、報告書の議論は主にこの2点をめぐって展開されたのである。

（2）調査委員会の見解とその批判的考察¹²

本編である第1巻はプロローグを除いて全461頁からなる。章の構成は以下のとおりである。

- 第1章 アーンドラ・プラデーシュ州の発展～歴史的背景
- 第2章 地域別経済、および公平性の観点からの分析
- 第3章 教育と健康
- 第4章 水資源、灌漑、電力開発
- 第5章 公的雇用問題
- 第6章 ハイダラーバード市に関する諸問題
- 第7章 社会学的・文化的問題
- 第8章 法と秩序、および地域内の安全保障問題
- 第9章 将来への提言

第1章はインド独立前後から今日に至るまでの分離運動の歴史的系譜の解説である。第2～7章が本論である。第8章は中身が伏せられ別途内務省に提出されたため報告書には載っていない。この‘秘密ファイル’については次節で触れる。第9章は前述した結論部分である。以下、本論の第2～7章について検討する。

まず第2章はテランガーナの後進性や格差を包括的に検証し、テランガーナが経済成長を遂げているという議論の出発点を据えたもっとも重要な章である。具体的には過去から最近までのデータについて統計処理を行い、1人当たりの収入の変化、金融取引、財政状況、農業生産、電力消費、労働・雇用状況などの住民自身の経済生活に関する項目について3地域のマクロな比較を行った。大変興味深いのは、冒頭で示された「アーンドラ・プラデーシュ州のプロファイル」¹³という表である。この中から主要な3点、すなわち収入、識字率、指定カースト（SC）・指定トライブ（ST）の割合と人口を抜き出したのが表1である。次に表1から項目別に順位（降順）を付け、並べ直したのが表2である。

表1 AP概観

	2007-08 Per capita Income (in Rupees)	Literacy Rate 2001	% of SCs&STs 2001	Polulation (in Millions) 2001
Andhra Pradesh	35600	60.5	22.8	76.2
Telangana (inc.Hyderabad)	36082	58.0	24.7	30.9
Telangana (exc.Hyderabad)	33771	55.0	27.0	27.1
Hyderabad	51856	78.8	8.9	3.8
Ralayaseema	33056	59.7	19.5	13.4
Coastal Andhra	36496	63.2	22.3	31.7

表2 3地域のランキング（降順）

1人当たりの収入	識字率	SC・STの人口比
1. ハイダラーバード	1. ハイダラーバード	1. テランガーナ (ハイダラーバード除く)
2. アーンドラ	2. アーンドラ	2. テランガーナ (ハイダラーバード含む)
3. テランガーナ (ハイダラーバード含む)	3. AP平均	3. AP平均
4. AP平均	4. ラーヤラシーマ	4. アーンドラ
5. テランガーナ (ハイダラーバード除く)	5. テランガーナ (ハイダラーバード含む)	5. ラーヤラシーマ
6. ラーヤラシーマ	6. テランガーナ (ハイダラーバード除く)	6. ハイダラーバード

ふたつの表からは次のことが読み取れる。まず州民1人あたりの収入では、テランガーナはハイダラーバードを含めるとAPの平均よりも高いがアーンドラには遠く及ばず、ハイダラーバードを除外するとAPの平均より低くなりラーヤラシーマの値に近づく。第2に、識字率ではテランガーナはハイダラーバードを入れても入れなくてももっとも低い。第3に、SCとSTの人口比はテランガーナではハイダラーバードを入れても入れなくてももっとも高い。

3点をまとめてひとことで言うと、テランガーナはハイダラーバードを含めたとしても全体として相対的に後進的である、ということになるだろう。しかし報告書は、テランガーナの人々の収入、雇用、教育機会などがアーンドラ出身者に奪われていることは「絶対数値を見れば正しい」としながらも、「変化の割合」で言えばもっとも急速な成長と改善を見せているとした¹⁴。そして経済指標と収入において最悪なのはむしろラーヤラシーマであって、「テランガーナ問題を貧困や権利、権限といった観点から理解したからと言って、それが必ずしも分離を支持することにはならない」と主張した¹⁵。

しかしその引用の直後に書かれた記述からは、その成長率の評価の仕方に大きな問題があったことがわかる。なぜならそこには、テランガーナでは「過去10年間で相対的に収入が増加したのは最富裕層のみであり、貧困層や最貧層では非常に減少した」と、さらに農業労働者の収入はアーンドラでは上昇したがテランガーナでは「かなり減少し」、「SC・STとマイノリティの収入も減少し」、「上位カーストの収入はかなり増加し」、「このような地域内の格差の拡大はジニ係数によっても裏付けられる」と書かれている¹⁶。これに関連して重要な記述が第6章にもある。第6章はハイダラーバードについて取り上げ、それがいかにテランガーナ経済全体の経済成長を牽引しているか、そしていかに多くの移民に支えられているかを縷々説明している。その中で調査委員会はアーンドラ移民の大きな役割について述べ、「特に沿岸アーンドラからの移民が、市の実質的経済成長に寄与し主要なビジネスの利害を保持し続けてきた」と述べた¹⁷。

表の数値と上の記述からは、テランガーナの高い成長率を牽引したのは最富裕層であって貧困層の貧困化は進んだのだと、さらにこの最富裕層（当然ながらハイダラーバードを中心とするいわゆる‘新中間層’の中の富裕層ということになる）はテランガーナ人ではなくアーンドラ移民だったとしか読めないだろう。つまりたとえテランガーナ地域が高い経済成長率を記録しても、それがハイダラーバードを含んでいれば必然的にその主な担い手や受益者はテランガーナ人ではなくアーンドラ移民だったことになる。しかしこの点をあいまいにしたままあくまでもテランガーナ地域の経済成長を強調したところに、報告書の最大の問題があった。

調査委員会は経済的後進性と差別という分離派の認識をあくまで認めまいと努力したが、しかし報告書の具体的内容は、逆におおむね分離派の認識を裏付けるものであった。例えば水資源と電力問題を扱った第4章では、伝統的地表灌漑の衰退の問題について書かれた部分がある。伝統的地表灌漑はデカン高原の乾燥農業において中心的な役割を果たしてきた。分離派は、テランガーナでは小規模な伝統的地表灌漑が予算削減などで意図的にないがしろにされ、その結果農民が地下水灌漑への移行に迫りやられ貧困化したのだと、テランガーナ農民の自殺が他地域に比して多いのはそのためだと主張してきた。これに対し報告書はそれを「全インド規模の現象」とし、伝統的地表灌漑の代わりに地下水灌漑が飛躍的に増加した点を挙げ、そのような「地下水灌漑の増加は農民の貧困化のもとでは起こり得ない」と主張した¹⁸。しかしその根拠は示されず（筆者は地下水灌漑の増加は農民の貧困化のもとでも起こりうると思う）、また調査委員会自体は基本的に伝統的灌漑の衰退の事実を認めている。第2章でもテランガーナ農民の貧困化を認めている。また電力問題についても、電力消費量や補助金の配分はテランガーナがもっとも高いことを取り上げて分離派の被差別意識は誤解であると主張したが、この数値はハイダラーバードを含んだ数値であること（つまりアーンドラ移民による部分が大きいこと）は明らかだったがその点は言及されなかった。

政府の経済政策について肯定的評価が目立ったのは、調査委員会が会議派政権の強い影響下にあったことを示している。例えば第4章中、河川の取水割り当てや計画中の個々の灌漑プロジェクトの多くを積極的に評価し、テランガーナへの差別は誤解だと主張した。難しい運営上の問題があると認めたものも複数あったが、しかしその解決は州の分離によってではなく現在の州の中で構造改革によって解決されるのが適当であるとした。また、発電事業で法令に反して地元民が優先雇用されていない問題についても、報告書はその事実を認めながらもしかしすぐに改善の必要はなく「あと3～4年もすれば良くなる」と述べるにとどまった¹⁹。

そのような中、調査委員会は分離運動の究極の原因を、経済成長を背景にした若者の教育・雇用問題にあると主張した。それが第3章である。報告書によれば、「識字率の地域間格差は1971年以降縮まっており、その伸び率で言えばテランガーナがもっとも高い」²⁰（ただしその原因がアーンドラ移民の増加にあることは触れられていない）。その結果高等教育・専門教育を受けた若者が急増したが、彼らの人口に比して就職機会が少なく、また企業の求める

水準に彼らの学力が届かない場合に、その不満が政治家から利用されて地域差別だと誤解されたと説明した。興味深いのは、就職難に直面しているのがアーンドラ移民ではなくダリトや後進諸階級の大学生（表1にあるようにSC・STはテランガーナに多く分布している）であり、彼らを「教育のない農民の親」から生まれた「第1世代」であることに着目しているところである。報告書によれば、彼らは公務員と公企業への就職を特に強く希望する。しかしその期待はしばしば裏切られるので、不満の矛先が期待を持たせた側へと向かう。「分離派のかなりの部分がダリトや後進諸階級だという事実がそれを証明している」と述べている²¹。ただし就職難は地域差別ではなく十分な競争力が付かない教育が悪いのであって、それは州分離ではなく予算配分の適切化や英語教育の早期徹底など制度改善によって解決されると主張した。これと関連して第5章で扱っているムルキー・ルールについても、地域留保は既存の制度で十分に講じられており、不徹底な部分の改善は必要としても「新しく制度的対策を講じる必要はない」と主張した²²。

管見では、そもそもダリトや後進諸階級の大学生が公務員・公企業への就職を強く希望する理由は、「教育のない農民の親」として公職がもっともステータスの高い職業だった時代が長くあったこと、そして公職であれば彼らに留保枠が設けられていることと関係あるだろう。経済開放後、表向きには進学先・職業先の選択肢は広がり公職の人気は低下した。エンジニア養成の大学や専門学校の数も爆発的に増加した。しかしこの時、社会経済的・教育的に有利なスタート地点にいたアーンドラ出身者の主に上位カーストは、財力を背景にいち早く海外に流出した。彼らは英語圏で就職または起業して成功をおさめるか、海外での教育歴や職歴を武器にハイダラーバードなど大都市に凱旋帰国しさらに富裕化した。テルグ人海外移民の大多数はこのような人々であることは良く知られている。しかしこのような人々の激増が彼らよりも経済的に貧しく、また彼らより遅れてAPで高等教育を受けたダリトや後進諸階級の労働力を吸収することがないまま、インド経済は鈍化し格差が固定化されはじめたのである。親が望み、留保枠があり、海外経験が必要ない公職こそが今彼らにとって希望ある就職先として重要性を増している、その背景には、調査委員会が主張するような教育制度の改革だけでは解決の難しい根深い構造的な問題がある。

これと関連しておおきな争点となったのはハイダラーバードの問題であり、これを特別に扱ったのが第6章である。言うまでもなくハイダラーバードはインド第5の大都市であり、経済自由化以降ITをはじめとするグローバル産業が目玉となってインド全体の経済成長に貢献してきた。アーンドラとラーヤラシーマの人々はともに分離に反対している。最貧地域ラーヤラシーマの人々が反対するのは、分離が実現すればハイダラーバードへのアクセスと共に教育と雇用の機会を失うからである。しかしここでラーヤラシーマへの配慮は2次的である。調査委員会がもっとも危惧したのは、アーンドラ移民がハイダラーバードから締め出されれば、その経済的損失は大きくインド全体の経済にも多大な影響を及ぼすことであった。報告書は「州、国家、国際という3つのレベルで占める中枢としての位置」²³を強調し、「国際的

ブランド都市」²⁴であると強調し、加えて投資の流出や企業活動の停滞を招くような不安定化は避けなければならないと主張した。つまり一貫して強調されているのはあくまでもインド経済全体への影響であり、それはアーンドラ移民ら富裕層、つまり既得権益者の権益保護の観点が大事だという立場であった。

最後に第7章について述べると、ここでは調査委員会が聞き取り調査を行った主要なコミュニティについて、地域別に分離への賛否とその根拠および主張の妥当性が検討された。大変興味深く重要な内容なので個々を列挙する。

①SC :

APのSCには2大勢力のマーラとマーディガがある。前稿でも触れたとおり、マーラはマーディガよりも社会経済的に上位にあり、留保制度で有利に立ち、またAP全土に分布している。他方マーディガはマーラに対抗して、以前から留保枠の細分化を求めていることで知られる。彼らは人口的にはテランガーナに多く分布し、揃って分離を支持している。理由はアーンドラ出身のマーラから奪われている留保特権を分離州の実現によって取り戻せると考えるからである。これに対しマーラの意見は地域ごとにバラバラである。アーンドラ地方の一部にシーマンドラ州の実現を歓迎する声があるが、それは主にアンベードカルの‘小さな州’の議論²⁵にもとづいて小さな州でこそ上位カーストに対してダリトの政治的プレゼンスを高めることになると考えるからである。

②ST :

ST人口の半数近くを占める移動民ランバダ (Lambada, またはSugali) はテランガーナに集中し、分離支持である。興味深いことに、これに対し先住民系トライブは北アーンドラから北テランガーナに及ぶ地域に独自の州、マニヤシーマ (Manyaseema) の創設を求めている。ここにはコーヤ (Koya)、コンダドラ (Konda Dora)、ゴンド (Gond) といったトライブが含まれている。マニヤシーマ要求の第1の根拠は、移動民ランバダが周辺州から流入し1976年にAPのSTカテゴリーに入ってから、先住民系トライブが留保枠で劣勢に立たされたからである。彼らはテランガーナ州ではなくマニヤシーマの実現によってはじめて人口構成上優位に立てると考える。第2は、1956年の州再編時に彼ら個々のコミュニティが周辺州との間で細断されて少数化したため、文化的に絶滅の危機にさらされているという理由である。

③OBC :

テランガーナのOBCは圧倒的に分離支持である。理由はアーンドラ人から差別されていること、彼らに奪われている就職機会を取り戻すこと、またAPの政策では自分たちの伝統的手工業が衰退するという危機感があることの3点である。これに対しアーンドラとラーヤラーシーマのOBCは一部を除き、ハイダラーバードとともに雇用と教育機会をも失うことを恐れ分離に反対している。

④ムスリム：

人口的には圧倒的にハイダラーバードに集中している。彼らの意見はAIMIMに集約され、どちらかと言えば大きい州の方がコミューナルな利害が守られるという考えから分離には反対である。ハイダラーバード以外のテランガーナとラーヤラシーマにもごく少数のムスリムが居住しているが、彼らは雇用・教育機会の拡大を見込み分離を支持している。

⑤クリスチャン、女性、学生：

地域別に意見が異なる。3カテゴリーともテランガーナでは分離に賛成し、アーンドラとラーヤラシーマでは反対している。特に女性と学生は、理由としてハイダラーバードでの教育・雇用の機会を失うことを挙げている。

報告書が個別に挙げているのは以上である。上位カーストの地域別賛否については述べられていない。これらを一読すると、人々の意見はコミュニティよりも地域が優越している印象を受ける。つまりテランガーナではハイダラーバードのムスリムの例を除けばほとんどの人々が分離を支持し、アーンドラとラーヤラシーマでは逆に一部のマールを除き分離には反対している。しかし、これはコミュニティの紐帯よりも地域の紐帯の方が優越しているからではなく、地域区分がコミュニティ分布と似ているからであろう。つまり分離を支持するカーストやコミュニティは人口的分布がテランガーナに集中しており、これに対し分離に同意しない人々は人口分布がテランガーナと一致しない。そして分離を要求する人々の動機は次の3点にほぼ集約されている。第1は自コミュニティに有利な留保枠の再設定である（マーディガ、ランバダ）。第2は伝統的職業への保護だが（OBC）、前稿に引用した洗濯人カーストや機織りのカーストへのインタビューでも明らかのように、伝統的職業は往々にしてカーストに対応しているから、その保護を訴える運動はカースト運動と見て良いだろう。第3は就職と教育機会の拡大である（OBC、テランガーナのムスリム、クリスチャン、女性、学生）。

調査委員会は明言していないものの、第7章の調査からは、分離運動で争われているのは純粋な地域利害ではなくコミュニティやカーストの利害であることがわかる。テランガーナ分離運動が後進諸階級・ダリトラを中心とした運動であることはすでに前稿で見たとおりだが、具体的には、SC、STは自分のコミュニティやカーストの分布に近い州境に引き直しをすることで留保制度の恩恵を最大限に引き出し、教育・雇用・経済状況を向上させることができると考えている。OBCの場合テランガーナの領域とカースト分布は必ずしも一致していないが、個々のOBCの分布はたいていテランガーナよりも小さいに範囲であることから、少なくとも州がAPよりも小さくなれば集団としての人口比は拡大し、SC・STと同様に留保も含め政治経済社会的利益へのアクセスが増大することは確実である。これはまさにアンベードカルの「小さな州」の議論である。報告書はそれを「ダリト運動家のイデオロギー」と一蹴したが²⁶、先住民系トライブのマニヤシーマ創設要求を見る時、それが単なるダリト運動のイデオロギーと言って済まされない一般性があることがわかる。マニヤシーマ創設要

求は州境と留保制度のセットが一体何をもたらすのかを非常に明確にしている。それは単なるダリト運動を越え、また地域主義運動、サブ・リージョナリズムという言葉でも言い尽くされない、州境のカースト・コミュニティ政治なのである。

(3) 第8章の秘密ファイル

最後に第8章について簡単に補足する。報告書が公開されると、その直後から分離派による激しい抗議行動が発生した。分離が認められなかったことはもちろんだが、非公開とされた部分があったことは一層の反発を招く原因であった。報告書の第8章があるはずの頁には見出しと但し書きだけが掲載された。見出しのタイトルは「法と秩序、および地域内の安全保障問題」で、但し書きには、「マオイスト/ナクサライトの拡大の問題が含まれる」ことと、中身は独立のファイルとして別途内務省に提出されることが書かれていた²⁷。まもなくこの‘秘密ファイル’の公開の是非をめぐって裁判が起こされた。2011年3月末AP高裁は分離派の主張を認め、インド政府に全文の公開を命じた²⁸。

内容だが、第8章は分離を認めないという結論を得た上で、その公表後に起こりうる分離派による大規模な反対運動を想定し、いかに効果的な治安維持対策を施すかについて具体的な提案を行っている。もっとも恐れられていた事態は、当時TRSが予告していた「市民的不服従運動 (civil disobedience movement)」にガッダルが新たに旗揚げしたテランガーナ人民戦線 (Telangana Praja Front) が合流して大規模な抗議行動を起こし、收拾のつかない事態に発展することであった。報告書はそれを防ぐために3つの方法、すなわち政治工作、情報操作、そして中央政府と州政府とが連携協力して事前の準備を進めることを、次のように具体的に提案した。

第1の政治工作としては、会議派のテランガーナ出身政治家が党の方針に反して勝手に分離運動を支持しないよう州首相など重要ポストをエサにして懐柔すること、またTRSを軟化させることが肝心だと述べた。特筆すべきは、野党TDPに対し根回しをしてどんな政治的会合もボイコットするように仕向けること、中央政府が開催する会議すらボイコットするよう仕向けるように述べている部分である。「そうすれば、テランガーナ分離要求を解決に向かわせるようなどんな意義ある対話も効果的に妨害することができる」と、そのためには「会議派のカンマ・カーストに働きかけて、今や冴えなくなったTDP指導部と共同歩調を取らせればいい」と述べている。TDPはカンマ・カーストが支配的な政党である。会議派のカンマを囮に使うTDPを反政府的にさせ、混乱を招いて政治交渉をとん挫させるのが狙いであろう。

第2の情報操作については、新聞やテレビなどのオーナーたちに働きかけて、テランガーナ出身の記者らを可能な限りシーマンドラ出身者に挿げ替えることを提案した。特に新聞は「政府の広告料で成り立っているようなもの」なので、「注意深く取り扱えば成功する」と述べている。最後の中央と州の事前準備については、オスマニア大学やカーカティーヤ大

学などの「トラブル・クリエーター」の予防拘禁を示唆し、また武器の使用については死者を出さずに効果的な鎮圧をするように助言した。

第8章の公開を命じたAP高裁判事のナラシンハ・レッディ (L. Narasimha Reddy) は判決文の中で、調査委員会の性格や設立の経緯などからして第8章が非公開にされたのは不当であると述べた。また内容についてもそれが民主主義への挑戦であり、政府は国民に対して説明責任があると激しく非難した²⁹。また著名な経済学者で分離支持派でもあるハヌマンタ・ラオ (C. H. Hanumantha Rao) は、調査委員会がナクサライトの問題を法と秩序の問題としてしか扱わず、包括的 (inclusive) 発展を求める社会経済的問題として見ないことを批判した³⁰。

もともと学術的な性格の委員会が、このように非常に具体的に裏工作を進言するのは奇異な感じを受ける。また筆者の印象では英語文章のスタイルも異なっている。さらにこれが別表紙で提出されたことも考えあわせると、本来の調査委員会とは別にこの問題のためだけに組織されたゴースト委員会があった可能性もあると考えるが、真実のほどは明らかではない。第8章は判決に基づきいったん公開されたが、全文が大っぴらに出回ることにはなかったようである。特に問題のある一部分がインターネットを通じて拡散したものの、全文は報告書が掲載されている内務省のホームページには現在も載っていない。

結論

上下2篇に渡ってテランガーナ分離運動の歴史と現状を見てきた。最後に現段階での総括を述べるが、その視点として3点を挙げる。第1は分離運動の歴史的位置づけ、第2は中央一州関係、第3はいわゆる「言語の原則 (linguistic principle)」についてである。

第1の点だが、地域の側から見た地方史研究という立場からすれば、短期 (2009年～)・中期 (1956年～)・長期 (20c初頭～) の時間の取り方でそれぞれ意義づけは異なる。短期的、つまり2009年以降の分離運動のみに注目した場合、以前の2回の運動とは質的に異なり、主に1990年代インドの経済自由化以降の問題、すなわち地域やコミュニティによって格差の増大や貧困化という実態の中で、より正当な経済・教育・政治的機会の分配を求める人々の抗議行動と考えられる³¹。ここには極左運動の変化やヒンドゥー原理主義の台頭といった90年代以降の現象が含まれる。

次に中期的に見た場合、1956年AP成立以降の約半世紀にわたる一貫した州の政治経済、特にカースト運動が問題となる。テルグ語の分布は周知ようにドミナントカーストのレッディとカンマの分布と重なっており、会議派やテルグ・デーサム、共産党といった政治集団から情報産業・実業界といった文化や経済領域にいたるまで、APのおもての歴史はまさしく彼らが主役であった。報告書が最後まで擁護するのはこのような独立インドを作り上げ、そこで既得権益を培ってきた人々の存在なのである。したがって、1960年代末と2009年の2

回のテランガーナ分離運動はそれに対するダリト、ST、後進諸階級、マイノリティらの挑戦、対抗運動の歴史と位置付けられる。

長期的にはAPの枠組みを超え、ニザームとイギリス植民地支配が考慮に入る。ハイダラーバード藩王国と英領アーンドラの異なる政治体制や経済、文化、社会の違いが実態として再発見され今日のように政治的意味を持つに至ったのは、もちろん歴史的必然ではない。その点で言えば、今まさに引かれようとしている新しい州境がもともとニザームとイギリスによって引かれたものを基礎にしていることは強調されていいだろう。またカーストや宗教、言語、地域など近代的アイデンティティの創造、会議派や極左運動の起源もニザーム支配（藩王国はイギリスの間接統治であった）をも含めた広い意味での植民地支配と密接な関係にあることが分かっている以上、テランガーナ分離運動の歴史全体を植民地経験を抜きにして語ることは不可能である。

第2は中央一州関係である。民衆にとって自分たちの住む州の境界は日々の現実であるからして、州境の書き換えに当然自分たちが優先的な決定権を持っていると考えがちである。しかし言うまでもなく、州境の書き換えはその地域に固有の事情がなんであってもそれによって決まるのではない。法的プロセスとしては決定権は州ではなく国家の側にある。この矛盾が州境を民衆と国家の意思がせめぎ合う前線にしている。今回取り上げた報告書の内容や最近の閣議決定のやり方は、州境の決定が全インド的な政治と政策論議の中にあることをあらためて認識させた。筆者は、調査委員会の分離を認めないという結論はそもそも最初からあったのではないかと推測する。調査委員会がアーンドラ移民の経済成長をテランガーナ地域の数値に盛り込むことでテランガーナ人そのものが経済成長したかのように見せかけられることを発見したのは大変幸運だったろうが、しかしこれがなくとも分離は認めることは事実上難しかったであろう。報告書からは、少なくともその理由を4つ推測することができる。第1に、分離運動の原因の一端でも経済的後進性に帰すことは90年代以降の経済自由化政策そのものに対する否定的評価に結び付いた。第2に、他の地域で起こっている同様の分離運動をも刺激することは必至であった。第3に、インド政府は以前から全国的な州構成について再考を迫られていたが、しかし新たな方針や原則が出せないうちにライバルのインド人民党やダリト運動家らが先に主張を始めた‘小さな州’を後追いするような結論は避けなければならなかった。そして第4に、治安維持の観点からすればナクサライトへの対応は小さな州よりも大きな州の方が容易であった。

中央一州関係という観点からもうひとつ重要だと思われる点として、住民感情という問題がある。管見では、1955年に発表された州再編成委員会報告書と比較して、今回は当事者住民の意思よりも全インド的な経済発展や経済政策を優先することに対し、政府の中での抵抗感が非常に小さくなったという印象を受ける。1956年の州再編は、第2次五カ年計画という国家的大事業を前に植民地時代の行政区分を全国的に書き換える大仕事であった。この時政府は州編成に際して考慮に入れるべき問題に優先順位を付けている。第1が「国家の統合

と安全」、第2が「言語文化的同一性」、第3が「財政・経済・行政上の配慮」、第4が「全国的計画の効果的实施」であった³²。第1が「国家の統合と安全」となっているのは、分離独立直後という時代にあつてネルーら首脳部が「言語の原則」をパキスタン運動のように別国家を志向するものだと恐れたことによる。しかし、第2に「言語文化的同一性」が置かれたこと、これが第3の「財政・経済・行政上の配慮」、第4の「全国的計画の効果的实施」よりも優先された意義は大きい。これが、1956年実施された州再編成を今でも「言語別州再編成」と、その原則を「言語の原則」と呼ぶゆえんである。これに対し、今回調査委員会は第7章の中でベネディクト・アンダースンの『想像の共同体』を引き合いに出し、言語文化的同一性やそれにもとづく住民感情を「本質的に近代的な現象である」³³と一蹴し、全国的な経済政策よりも優先しなくて良い根拠とした。1956の州再編成が民族運動を率いた各言語地域の在地エリートの人々（会議派の下部組織は言語地域別に設置されていた）への報償という側面があつたのに対し、2009年の分離運動が独立インドで中心的な役割を果たしてきた彼らへの挑戦であるという担い手の質的な違いが、このような住民感情の扱いに対する違いを生んだ背景であろう。

最後に「言語の原則」について述べると、テランガーナ分離運動は「言語の原則の終焉」を示すものであり、今や新たな原則の時代が到来した（ただしそれが何かは不明）という見方が頻繁に叫ばれる³⁴。しかし筆者はそのような見方は間違っているばかりか、住民自身の意識や文化を後回しにして、国策を優先することを良しとする流れを後押しする点で危険だと考える。テランガーナ分離派はテランガーナには単独の州を形成するのに値する独自のテルグ語「方言」があると、また前稿でも見たように在地独特のヒンドゥー的宗教文化をアイデンティティの拠り所として主張している。またマニヤシーマ州の創設要求、ボドランド（Bodoland）など他の地域での同様の分離州要求運動、および憲法第8附則へ追加を要求する言語の増加といった近年の現象は、必ずしも「言語の原則」の終焉では説明がつかない³⁵。それどころかマイノリティやダリト、ST、後進諸階級らが実は「言語の原則」を否定しているのではなく、従来の「言語の原則」が射程に入れていなかったより細かなレベルでの文化的多様性（おおくは地域方言や社会方言といった言語的背景を伴う）への制度的保障を求める点で、実は「言語の原則」のいつそうの徹底、または「新たな言語の原則」とも言うべき理念を提案している、というのが筆者の理解である。それがたとえ近代的な創造の産物であつたとしても、背後により公正な政治経済的發展を求める人々の声がある点は、見過ごされてはならないだろう。

Notes

- 1 前稿（上）は『人文コミュニケーション学科論集』（茨城大学人文学部紀要）第15号、37～55頁、2013年9月に掲載。また前稿の注1でテランガーナ分離運動についての先行研究を紹介したが、前

- 稿脱稿後に確認した次の1点を追加する。K.Srinivasulu, 'Discourses on Telangana and Critique of the Linguistic Nationality Principle', in Asha Sarangi and Sudha Pai eds., *Interrogating Reorganisation of States --- Culture, Identity and Politics in India*, Routledge, New Delhi, 2011, pp. 164~189.
- 2 CCSAP Report, pp. i~ix.
 - 3 http://mha.nic.in/uniquepage.asp?Id_Pk=584 (2013/10/10取得)
 - 4 CCSAP Report, p. i.
 - 5 *ibid.*, p. 442.
 - 6 *ibid.*, p. 444.
 - 7 *ibid.*, p. 446.
 - 8 *ibid.*, p. 453.
 - 9 *ibid.*, p. 456.
 - 10 *ibid.*, p. ii.
 - 11 *ibid.*, p. 413.
 - 12 分離派からの報告書に対する批判として、主なものには次の3点がある。C. H. Hanumantha Rao, 'Srikrishna Committee on Telangana: Recommendations at Variance with the Analysis,' in *Economic and Political Weekly*, vol. XLVI, no. 5 (January 29, 2011), pp. 33~36. K. Srinivasulu, M. Channa Basavaiah, D. Ravinder, 'Srikrishna Committee: Thorough But Unviable,' in *Economic and Political Weekly*, vol. XLVI, no. 10 (March 5, 2011), pp. 16~18. *Justice Srikrishna's Injustice --- How SKC Report tried to suppress truth and deceive Telangana & Why India should Reject SKC Report*, Telangana Development Forum - India, Hyderabad, 1913.
 - 13 CCSAP Report, p. 64.
 - 14 *ibid.*, p. 117,
 - 15 *ibid.*, p. 119.
 - 16 *ibid.*, p. 120.
 - 17 *ibid.*, p. 338.
 - 18 *ibid.*, p. 206.
 - 19 *ibid.*, p. 243.
 - 20 *ibid.*, p. 159.
 - 21 *ibid.*, p. 163.
 - 22 *ibid.*, p. 293.
 - 23 *ibid.*, p. 337.
 - 24 *ibid.*, p. 339.
 - 25 Ambedkar, Dr. Babashaheb, *Writings and Speeches, vol. I (part II - On Linguistic States)*, Education Department, Government of Maharashtra, 1979. Asha Sarangi, 'Ambedkar and the Linguistic States, A Case for Maharashtra,' in *Economic and Political Weekly*, January 14, 2006, pp. 151~57.
 - 26 CCSAP Report, p. 415.
 - 27 *ibid.*, p. 423.
 - 28 筆者が引用した文章は次のHPからである。 <http://missiontelangana.com/wp-content/uploads/2011/06/Full-Text-of-Leaked-Srikrishna-Committee-8th-Chapter.pdf> (2011/6/10取得)
 - 29 para 103 in 'The Hon'ble Mr Justice L. Narasimha Reddy, Writ Petition No. 1569 of 2011' (http://164.100.12.10/hcorders/orders/2011/wp/wp_1569_2011.html) (2013/10/18取得)
 - 30 Hanumantha Rao, *op. cit.*
 - 31 テランガーナの地域経済を格差という点から論じた先行研究には次のものがある。S. Galab, E. Revathi and Prudhvikar Reddy, 'Farmers' Suicides and Unfolding Agrarian Crisis in Andhra Pradesh,' in D. Narashimha Reddy and Srijit Mishra ed., *Agrarian Crisis in India*, New Delhi, Oxford University Press, 2009, pp. 164~98. C. H. Hanumantha Rao, *Regional Disparities, Smaller States and Statehood*

- for Telangana*, New Delhi, Academic Foundation, 2010. S. Kishan Rao and Rahul A. Sastry, *Andhra Pradesh Economy --- Dynamics of Transformation with a Focus on Regional Disparities*, National Academy of Development, Hyderabad, 2009.
- 32 *State Reorganization Commission Report*, Delhi, 1955, para. 92.
- 33 CCSAP Report, p. 413.
- 34 例えば '(Editorials) Questioning Linguistic States,' in *Economic and Political Weekly*, vol. XLIV, no. 52 (December 26, 2009), p.6.
- 35 参考として次の文献を挙げる。Asha Sarangi, 'Reorganisation, then and now,' in *Frontline*, vol. 26, issue 26 (December 19, 2009 - January 1, 2010).